# 【分類:対応】

番		提案	所管			
号	提案の具体的内容等	主体	担当 部局	制度所管部局	対応 分類	対応の概要
重 <b>「その他</b> 5 歴史的 準法に合	建築物をホテルとして活用するための建築基準法第3条第1項第3号 他の条例」の制定 内建築物をホテルとして活用するよう用途変更を行う際に現行の建築基 合致することが求められるが、ハードルが高い。一定条件の下、歴史的 を有する建築物を建築基準法の適用除外とする条例を制定してほしい。	法人・ 団体	観光部	建設部	県で検討	国において条例制定・活用に関するガイドラインが今年度中に示される予定であり、これを踏まえ、条例策定の必要性を含め、歴史的建築物の活用促進に向けた検討を行う。
車   どぶる   10   る者が液	<b>を特区(どぶろく特区)における酒類製造免許の要件の緩和</b> ろく特区の認定を受け、民宿等でどぶろくを提供するには、民宿を経営す 法人である場合、その法人が「農業者」でなければならないため、その法 戈員が「農業者」であれば要件を満たすようにすること。	個人市町村	観光部 企画振興部 産業労働部	(財務省)	国へ提案	構造改革特別区域法第28条に規定される製造者の要件について、特区内で農家民宿を営む農地所有適格法人の以外の法人であっても、構成員が農業者であれば対象となるよう、次回の国の規制改革ホットライン集中募集時に提案する。
他 保育所 生してい 5 令の改正	<b>直発生時における保育室等の居室面積基準の緩和</b> 所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発いる、または発生の恐れのある地方都市でも一時的に適用できるよう省 Eを厚生労働省に求めているが、国において保育所に係る居室面積基準 D緩和が実現された場合、長野県における居室面積基準についても緩和 しい。	市町村	産業労働部	県民文化部	県で検討	国において省令改正がなされた場合は、市町村の意見を聞きながら、県条例の改正について検討する。

#### 1 提案概要

提案者			提案者 類型	個人・法人・市町村等	
提案名	歴史的建築物をホテルとして活用するための建築基準法第3条第1項第3号「その他の条例」 の制定				
提案の 具体的 内容	軽井沢町や白馬村など各市町村又は長野県において <u>建築基準法第3条第1項第3号「その他の</u> 条例」を定め、歴史的な価値を有する建築物を建築基準法の適用除外とする。				
提案理由等	登録有形文化財など歴史的な価値を有する建築物を「ホテル」として活用するためには大規模な改修工事や増築、用途変更が必要であり、現行の建築基準法に合致することを求められるため、そのハードルは極めて高い状況にある。 当該提案の先進事例として、京都市では『京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例』を定め、事業者(建物所有者)に建築物の現況を調査した上で保存しながら使い続けるための建築計画や建築物の安全性、維持管理に関する計画を記載した『保存活用計画』の立案を課しており、当該計画を市長が妥当と認め、建築審査会の同意を得たものについて、建築基準法の適用除外とする方針を定めている。 また、国土交通省の技術的助言『建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用について(平成26年4月1日)』において、条例制定後の包括的な扱いについても言及されている。				
担当 部局	観光部	制度所管 部局	建設部、教育委	員会	

### 2 制度の現状

概要	根拠法令等
○ 登録有形文化財(建築物)について、外観を大きく変える場合や移築等の現状	文化財保護法第64条第
変更を行おうとする者は、文化庁長官へ届出を要する。	1項
○ 登録有形文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的な価	建築基準法第3条第1
値を活かすため、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建	項第3号
築審査会の同意を得て建築基準を適用除外できる。	
○ 長野県では上記のような条例は定めていない。また、県内市町村においても定	
めていない。	

## 3 対応策(案)

分類	県で検討・国へ提案・市町村へ情報提供・現行制度で対応可能・対応不可・その他 規制改革提案外
対応の 概要	提案にあるその他の条例は、現在、全国の10自治体で独自条例を制定しています。 地域の観光産業等の実情に応じ、歴史的建築物を防火・耐震性能等の一定の安全性を確保した 上で活用し、魅力あるまちづくりを進めることは重要であると認識しています。一方で、建築物 の歴史的、文化的な価値を維持した上で、どの程度の安全性を確保すべきかの技術的なよりどこ ろがないところです。 今年度中に、国において条例の制定・活用に関するガイドラインが示される予定であることか ら、それを踏まえて、歴史的建築物の活用促進に向けた検討を行って参りたいと考えます。

## 建築基準法第3条第1項第3号に基づく「その他の条例」について

〇 建築基準法の適用除外(法第3条第1項)

第1号	国宝・ <b>重要文化財等</b> 【文化財保護法、旧重要美術品等の保存に関する法律】		重要文化財 (県内の建造物) 日三笠ホテル、旧松本高等学校等
<b>**</b> • •	文化財保護法第 182 条第 2 項の規定による条例	条例により、	建築審査会の同意
第3号	その他の独自条例	現状変更の規制及び保存のための 措置が講じられている建築物	(建築物の安全性の確保等)

## 〇課題

✓ 建築物の歴史的、文化的な価値を維持した上で、どの程度の安全性を確保すべきかの技術的な拠り所がない

【旧上伊那図書館】

- ⇒ 国土交通省において条例の制定・活用に関するガイドラインを作成予定
- 長野県における制度活用状況(文化財保護法第182条第2項の規定による条例)

No.	市町村	建物名称	主要用途	延べ面積	指定年月日
1	安曇野市 (旧豊科町)	法蔵寺 (本堂・庫裏・山門)	寺院	798. 88 m²	Н13. 5. 22
2	伊那市	伊那部宿酒屋 旧井沢家住宅	郷土資料館	389. 88 m²	Н16. 8. 20
3	II	旧上伊那図書館	社会教育施設	1, 369. 08 m²	H21.3.2



#### 1 提案概要

提案者 (非公開)			提案者 類型	個人・法人・市町村等
提案名	構造改革特区(どぶろく特区)による	酒類製造免	許の要件に関する	5規制改革
提案の 具体的 内容	構造改革特区(どぶろく特区)による酒類製造免許申請にあたっては、「申請者は、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(民宿業等)を特区内において営む農業者であり、かつ内閣総理大臣の認定を受けた特区計画における「特定農業者による特定酒類の製造事業」の実施主体に該当する者であること」が要件となっている。 つまり「農業者」が自ら作った米で、自ら経営する農家民宿等で提供することが必要となっているが、民宿の経営主体が法人である場合には、その法人が「農業者」となっていなければならないため、特区申請のハードルが高くなっている。 そこで、この要件を緩和し、民宿等を経営する法人が事業主体となり特区の認定申請をする場合には、その法人の構成員が「農業者」であれば要件を満たすとすることを提案する。			
提案理由等	構造改革特区(どぶろく特区)の認定を受け、民宿等でどぶろくを提供することを目指す動きがあるが、民宿を経営する者が法人である場合、その法人が「農業者」でなければならないという制限のために、事業主体となれないとの声がある。 A村で過去に特区申請した際、上記の制限のため法人から個人事業主へ切り替えて認定を受けたという事例もある。 この制限により特区の事業主体となり得る者が限定されてしまい、地域の活性化の妨げになっているものと考えられる。			
担当部局	観光部、企画振興部、産業労働部	制度所管 部局	(財務省)	

#### 2 制度の現状

概要	根拠法令等
酒類製造免許の取得には、酒類の年間製造見込数量が一定数量(最低製造数量)以上であることが必要であるが、いわゆるどぶろく特区では、次のいずれにも該当する場合には、最低製造数量基準(6キロリットル)が適用されない。 ①製造者:特区内で農家民宿や農家レストランなどを営む農業者 ②製造場所:特区内に所在する自己の酒造場 ③製造酒類:米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした特定酒類(どぶろく)	構造改革特別区域法 第 28 条

## 3 対応策(案)

分類	県で対応・国へ提案・市町村へ情報提供・現行制度で対応可能・対応不可・その他 規制改革提案外
対応の 概要	本提案は、本県の農山村振興及び観光振興に有益であるため、 <u>民宿等を経営する農地所有適格法人以外の法人であっても、その構成員の範囲が農業者であれば対象となるよう、次回の規制改革ホットライン集中募集時において国へ提案を行います。</u>

#### 1 提案概要

提案者			提案者 類型	個人・法人・市町村等
提案名	待機児童発生時における保育士等の居室面積基準の緩和			
提案の 具体的 内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第四条の基準を定める省令(平成23年9月2日厚生労働省令第112号)により、標準となっ ている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している、 または発生の恐れのある地方都市でも一時的に適用できるよう同省令の改正を厚生労働省に求め ている。 ついては国において保育所に係る居室面積基準の要件の緩和が実現された場合、長野県におけ る居室面積基準についても緩和していただきたい。			
提案理由等	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され入所が容易になったことや 共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。 当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積 や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっている。また、他の市町村の保 育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童 を受け入れる余裕はなく、活用は困難。 仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行によ り数年後には入所児童数は減少する見込みで、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であ り、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか 確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるた めに、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況。 面積要件緩和で一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような 自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことがで きる。			
担当部局	産業労働部	制度所管 部局	県民文化部	

#### 2 制度の現状

概要	根拠法令等
○ 児童福祉施設の設備及び運営については、都道府県条例で基準を定めることと	○児童福祉法第 45 条各項
されており、保育室やほふく室の面積基準については、厚生労働省令で定める基	○地域の自主性及び自立性を
準 (いわゆる「従うべき基準」) に従い定めるものとされ、原則として全国一律	高めるための改革の推進を
となっている。	図るための関係法律の整備
○ その上で、①待機児童の数が 100 人以上であって、②土地の価格が非常に高く	に関する法律附則第4条、同
保育所用地の確保が困難である厚生労働大臣が指定した地域に限り、待機児童解	法律附則第四条の基準を定
	める省令
消までの一時的な措置として、厚生労働省の「従うべき基準」を緩和した内容の	○児童福祉施設の設備及び運
条例を都道府県で定めることができる。	営の基準に関する条例第 44
	条、同条例施行規則第 12 条

## 3 対応策(案)

分類	県で検討・国へ提案・市町村へ情報提供・現行制度で対応可能・対応不可・その他 規制改革提案外
対応の 概要	面積基準の緩和について厚生労働省の省令が改正された場合には、希望する市町村において基準 緩和が行えるよう、県条例(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例)の改正について検 討していきます。